

減損会計の研究

－ SFAS 第 144 号を中心にして－

榊原英夫

I はじめに

II SFAS 第 144 号による長期性資産の減損または処分の会計処理

III SFAS 第 144 号による減損に関する認識基準を支持する見解とその問題点

IV SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準を支持する見解とその問題点

V むすび

I はじめに

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、1995 年 3 月に財務会計基準書第 121 号「減損した長期性資産および処分予定で保有する長期性資産の会計」(以下、SFAS 第 121 号と略称する (文献・[5])) を設定した。SFAS 第 121 号の設定前においても、会計実務においては、長期性資産の帳簿価額が回収不能となることを示す証拠 (減損の証拠) がある場合、長期性資産は評価減されていた。しかしながら、長期性資産の減損についての会計実務は、多様であり、減損をどの時点で、いくら計上すべきであるかについて規定した会計基準はなかった。長期性資産の減損に関する会計基準の欠如が、財務諸表の目的適合性および比較可能性を低下させていた。この状況を改善するため、FASB は、1990 年に討論資料 (文献・[3]) を 1993 年 10 月に公開草案 (文献・[4]) を公表し、それらに対する多くのコメントを検討したのち、上記の 1995 年 3 月に SFAS 第

121号を設定した。その後、SFAS第121号は、2001年8月に財務会計基準書第144号「長期性資産の減損または処分の会計」（以下、SFAS第144号と略称する（文献・[6]））として改訂された。

一方、国際会計基準委員会（IASC）は、1997年5月に公開草案第55号「資産の減損」を公表した。また、IASCは、1997年10月にアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの各会計基準設定主体と共同して、スペシャルレポート「長期性資産の回収可能額判定テストを規定する会計基準の国際的調査（1997年）」（以下、「G4+1 スペシャルレポート」と略称する（文献・[9]））を公表した。IASCは、このような減損に関する会計基準についての検討過程を経て、1998年6月に国際会計基準第36号「資産の減損」（以下、IAS第36号と略称する（文献・[7]））を設定した。その後、IAS第36号は、2004年8月に改訂された。

我が国の企業会計審議会は、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」（2000年6月）および「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」（2001年7月）を公表し、減損に関する会計基準についての検討過程を経て、2002年8月に「固定資産の減損に係る会計基準」を設定し、2003年10月に企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を設定した。

上記の減損会計に関する米国基準、国際会計基準、日本基準は、減損に関する認識基準・測定基準などについての規定内容が大きく異なっており、国際的コンバージェンスが達成されていないのが現状である¹⁾。このような状況のもとで、減損会計に関する会計基準を検討することは、大きな意義があると考えられる。

本論文の目的は、減損に関するあるべき会計処理方法を提唱するためのステップとして、SFAS第144号による減損に関する会計基準とその背後にある理論を検討することである。

II SFAS 第 144 号による長期性資産の減損または処分の会計処理

本節では、SFAS 第 144 号による「長期性資産の減損または処分の会計処理」の概要とその基本的会計処理を明らかにする。

(1) 長期性資産の減損または処分の会計処理の概要

SFAS 第 144 号による「長期性資産の減損または処分の会計処理」の概要をフローチャートで示せば、図 1 のようになる。

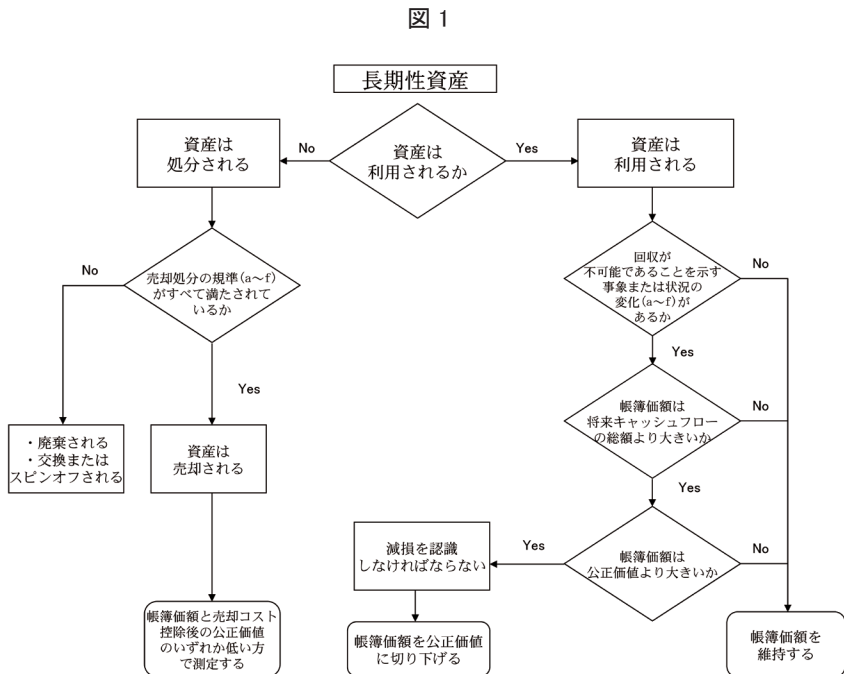


図 1 の右側（利用目的の長期性資産の会計処理）は、以下の(2)「長期性資産の減損の会計処理」において説明する。また、図 1 の左側（処分予定の長期性資産の会計処理）は、(3)「長期性資産の処分の会計処理」において説明する。

(2) 長期性資産の減損の会計処理

SFAS 第 144 号による減損会計の基本的な手続は、①減損の認識と②減損の測定とであるが、減損の認識手続を実施する時期は、長期性資産の帳簿価額が回収できないかもしれないことを示す事象または状況の変化が発生している場合に限られている。SFAS 第 144 号 ([6],para.8) によれば、長期性資産の帳簿価額が回収できないかもしれないことを示す事象または状況の変化の事例(a～f)が、次のように例示されている。

- a 長期性資産(資産グループ)の市場価格の著しい下落
- b 長期性資産(資産グループ)を利用する範囲もしくは方法についての著しく不利な変化または著しく不利な物理的変化
- c 長期性資産(資産グループ)の価値に影響を与える法的要因もしくは事業風土における著しく不利な変化(規制当局による不利な行為または査定も含まれる)
- d 長期性資産(資産グループ)を取得または建設するために当初予測した金額を著しく超過する原価累計額
- e 収益稼得を目的として利用する長期性資産(資産グループ)の利用に関連する継続的な損失を証明するような営業損失またはキャッシュフロー損失の実績または予測と結合した当期営業損失またはキャッシュフロー損失
- f 長期性資産(資産グループ)の利用が以前に見積もった耐用年数の終了時点よりはるかに早い時点で売却または処分されるであろう可能性が50%を超えるような現在時点での予想

また、SFAS 第 144 号 ([6],para.10) は、減損の認識・測定手続を実施する場合、資産のグルーピングをしなければならないとして、「減損を認識・測定する目的のために、長期性資産または資産は、識別可能なキャッシュフローが他の資産および負債グループのキャッシュフローから概ね独立している最小単位で、他の資産および負債とグルーピングしなければならない。」と規定している²⁾。

以下において、長期性資産の減損の会計処理を①減損の認識、②減損の測定、③減損の配分に分けて説明する。

1) 減損の認識

SFAS 第 144 号 ([6],para.7) は、長期性資産に関する減損の認識について、「長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が回収可能でない場合であり、かつその帳簿価額が公正価値を超過している場合に限り、減損を認識しなければならない。ここで、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が回収可能でない場合とは、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が、その利用と最終的な処分から生じることが期待される割引前キャッシュフローの総額を超える場合である。」と規定している。

また、SFAS 第 144 号 ([6],para.16) は、長期性資産の回収可能性をテストするために用いる将来キャッシュフローの見積もりについて、「長期性資産（資産グループ）の回収可能性をテストするために用いる将来キャッシュフローの見積もりには、資産（資産グループ）の利用およびその最終的な処分と直接関連し、その直接的結果として生じることが期待される将来キャッシュフロー（関連するキャッシュアウトフローを控除したキャッシュフロー）だけを含むべきである。これらの見積もりは、発生時に費用として認識されるであろう利子を排除すべきである。」と規定している。

2) 減損の測定

SFAS 第 144 号は、長期性資産に関する減損の測定について、「減損は、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額がその公正価値を超える金額として測定しなければならない ([6],para.7).」と規定したうえで、資産の公正価値について、次のように規定している³⁾。

「資産の公正価値は、資産が自発的な意思を有する当事者間のカレントな取引において売買される金額、つまり、強制的または清算的売却によらない金額である。活発な市場における市場価格が、公正価値についての最善の証拠であ

る。市場価格が入手可能である場合、それを測定基礎として利用すべきである。市場価格が入手できない場合、公正価値の見積もりは、その状況で入手可能な最善の情報に基づくべきである。公正価値の見積もりは、その状況において利用可能な範囲で類似の資産の価格や評価技法の結果を考慮すべきである（[6],para.22）。」

3) 減損の配分

SFAS 第 144 号（[6],para.14）は、資産グループに関する減損の配分について次のように規定している。

「資産グループの減損は、グループの長期性資産または資産の帳簿価額に限り減額すべきである。この損失は、これらの資産の相対的帳簿価額を用いた比例基準に基づいて、そのグループの長期性資産に配分しなければならない。ただし、公正価値が過大なコスト・努力を費やすことなく決定可能な場合は常に、グループを構成する個々の長期性資産に配分される損失によって、当該資産の帳簿価額をその公正価値に満たない金額にまで減額すべきではない。」

SFAS 第 144 号（[6],para.14）は、アペンデイクス A の設例 1 において、資産グループの減損の配分を例示している。

【設例 1】

(a) 企業実体が、他の資産と一緒に資産グループとして回収可能性をテストされる工場を所有している。長期性資産（資産 A ～ D）に加えて、資産グループは、棚卸資産（ARBNo.43・Ch4 に準拠した低価法で報告される）および本基準書が適用されない他の流動資産・負債を含んでいる。合計 275 万ドルの帳簿価額は、回収可能ではなく、60 万ドルだけ公正価値を超えている。Para.14 によれば、60 万ドルの減損損失が、グループの長期性資産に対して下記の表 1 に示されているように配分されるであろう。

表 1

資産グループ	帳簿価額 (単位千ドル)	比例配分	減損損失の配分	修正帳簿価額
流動資産	400 ドル			400 ドル
負債	(150)			(150)
長期性資産				
資産 A	590	24%	(144) ドル	446
資産 B	780	31	(186)	594
資産 C	950	38	(228)	722
資産 D	180	7	(42)	138
小計—長期性資産	2,500	100	(600)	1,900
合計	2,750 ドル	100%	(600) ドル	2,150 ドル

(b) 資産グループの個々の長期性資産の公正価値が、過大なコスト・努力を費やすことなく決定でき、減損損失を当初配分した後の当該資産の修正額を超える場合、当該資産に当初配分された超過減損損失は、グループの他の長期性資産に再配分されるであろう。たとえば、資産 C の公正価値が 82 万 2 千ドルである場合、10 万ドル (82 万 2 千ドル - 72 万 2 千ドル) の当初配分された超過減損損失は、資産 (A、B、D) の相対的修正帳簿価額を用いた比例基準に基づいてグループ内の他の長期性資産に対して、下記の表 2 で示すように再配分されるであろう。

表 2

資産グループ の長期性資産	修正帳簿価額 (単位千ドル)	比例配分	減損損失の再配分	再配分後 修正帳簿価額
資産 A	446 ドル	38%	(38) ドル	408 ドル
資産 B	594	50	(50)	544
資産 D	138	12	(12)	126
小計	1,178	100%	(100)	1,078
資産 C	722		100	822
総計	1,900 ドル	100%		1,900 ドル

なお、SFAS 第 144 号 ([6],para.15) は、減損配分後の会計処理について、「減損が認識される場合、修正後長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が、新しい原価基礎になるべきである。償却性の長期性資産にとって、この新しい原価基礎が、当該資産の残存耐用年数にわたって減価償却（償却）されるべきである。以前認識した減損損失を戻し入れることは禁止される。」と規定している。

(3) 長期性資産の処分の会計処理

「長期性資産の処分の会計処理」は、①売却により処分する長期性資産と②売却以外の方法により処分する長期性資産とに区分され、以下のように規定されている。

1) 売却により処分する長期性資産の会計処理

SFAS 第 144 号 ([6],para.30) によれば、処分目的の長期性資産は、次の a から f までのすべての規準が満たされる会計年度に、売却により処分する長期性資産として、分類すべきであると規定されている⁴⁾。

- a 権限を有する経営者が資産（処分グループ）の売却計画をコミットしていること
- b 資産（処分グループ）が、それらの売却に対する通常で慣行上の条件にのみ従って、現状のままですぐ売却可能であること
- c 買い手を探し出すための有効なプログラムや資産（処分グループ）売却計画を完了するために必要なその他の活動が開始されていること
- d 資産（処分グループ）の売却が確実であり、それらの引渡が、一年以内に、売却完了の認識要件として満たされることが期待されること
- e 資産（処分グループ）が、その時の公正価値に関連して合理的である価格で、市場において活発に売却されていること
- f 計画を完了するために必要な活動から、計画の重要な変更や撤退はありそうにないこと

長期性資産が上記の規準を 1 つでも満たさない場合、利用目的の長期性資産

として分類され、会計処理される。

SFAS 第 144 号 ([6],para.34) は、売却目的の長期性資産の測定について、「売却目的のものとして分類される長期性資産（処分グループ）は、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低いほうで測定しなければならない。」と規定している⁵⁾。また、SFAS 第 144 号 ([6],para.34) は、「長期性資産（処分グループ）が新規に取得される場合、その帳簿価額は、取得日での売却コスト控除後の公正価値に基づいて確定しなければならない。長期性資産は、それが売却目的のものとして分類される間は、減価償却（償却）すべきではない。売却目的のものとして分類される処分グループの負債に帰属する利息および他の費用は、計上し続けなければならない。」と規定している。

2) 売却以外の方法により処分する長期性資産の会計処理

SFAS 第 144 号 ([6],para.27)によれば、売却以外の方法（たとえば、(a) 廃棄、(b) 類似の長期性資産との交換、スピノフによる所有者に対する分配）により処分する長期性資産は、処分されるまで利用目的の長期性資産として分類され続け、長期性資産の減損の会計処理（図 1 の右半分－3 頁参照）が適用されなければならないと規定されている。

(a) 廃棄される長期性資産の会計処理

SFAS 第 144 号 ([6],para.28) は、廃棄される長期性資産について、「本基準書（SFAS 第 144 号）の目的にとって、廃棄される長期性資産は、その利用が停止されときに処分される。企業結合が、以前見積もった耐用年数末にいたる前に長期性資産を廃棄する計画をコミットしている場合、減価償却の見積もりは、短縮された耐用年数にわたる資産の利用を反映するように、オピニオン No.20 に準拠して改訂されなければならない。一時的に不稼働となった長期性資産は廃棄されたように会計処理すべきではない。」と規定している⁶⁾。

(b) 交換またはスピノフされる長期性資産の会計処理

SFAS 第 144 号は、「類似の長期性資産と交換されるかまたはスピノフによ

り所有主に分配される長期性資産は、それが交換または分配される場合に処分される。([6],para.29)」と規定したうえで、交換またはスピノフされる長期性資産の会計処理について、次のように規定している。

「資産（処分グループ）が利用目的のものとして分類される間において、当該資産（処分グループ）が回収可能性をテストされる場合、そのテストにおいて用いられる将来キャッシュフローの見積もりは、処分取引は生じないであろうと仮定して、その残存耐用年数にわたる資産の利用に基づくべきである。資産が利用目的と分類される間に認識されることが要求される何らかの減損損失に加えて、資産（処分グループ）の帳簿価額がその公正価値を超過するならば、資産が処分される場合、何がしかの減損損失を認識すべきである。([6],para.29)」

Ⅲ SFAS 第 144 号による減損に関する認識基準を支持する見解とその問題点

第Ⅱ節で述べたように、SFAS 第 144 号 ([6],para.7) は、長期性資産の減損に関する認識基準について、「長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が回収可能でない場合であり、かつその帳簿価額が公正価値を超過している場合に限り、減損を認識しなければならない。ここで、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が回収可能でない場合とは、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が、その利用と最終的な処分から生じることが期待される割引前キャッシュフローの総額を超える場合である。」と規定している⁷⁾。

本節では、SFAS 第 144 号による認識基準を支持する見解とその問題点を明らかにする。

(1) SFAS 第 144 号による減損に関する認識基準を支持する見解

SFAS 第 144 号 ([6],para.B15) は、実務上の理由で、減損に関する認識基準を支持する見解を次のように主張している⁸⁾。

「本基準書（SFAS 第 144 号）は、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が、割引前キャッシュフローから回収可能ではなく、その公正価値を超える場合に限り、減損損失を認識するとの SFAS 第 121 号の要求を保持している。SFAS 第 121 号において、審議会は、実務上の理由で、割引前キャッシュフローの総額による回収可能性テストを要求することを決定した。この結論にいたるさいに、審議会は、減損損失の認識に対する代替的規準を考察したが、それらを拒否した。特に、審議会は、(a)経済的規準、(b)永久的規準、(c)確率的規準を考察した。これらの規準は、SFAS 第 121 号の para.60～62 において論じられている。」

SFAS 第 121 号によれば、(a)経済的規準、(b)永久的規準、(c)確率的規準は、次のように説明されている。

(a) 経済的規準

経済的規準は、資産の帳簿価額がその公正価値を超過する場合は常に、損失の認識を要求する。それは、棚卸資産に関する現行の低価基準による測定に類似する継続的評価を長期性資産の減損に要求するアプローチである。経済的規準は、資産の測定を基礎としている。認識と測定に対して同じ測定値を用いることは、同一の事実状況に対する首尾一貫した結果を保証する。しかしながら、経済的規準は、公正価値が継続的にあらゆる資産に入手可能であることを前提としている。そうでない場合、ある事象または状況の変化が、どの資産がいつ測定される必要のある資産であるかを決定するために必要とされるであろう。測定結果は減損損失の認識のトリガーとなる十分な理由ではないことを指摘した、討論資料に対する回答者がいた。かれらは、一時的にすぎない市場変動を反映する測定値から生じる評価減の認識を回避する永久的規準または確率的規準の利用を支持した（[5],para.60）。

(b) 永久的規準

永久的規準は、資産の帳簿価額がその公正価値を超過し、その状況が永久的であると判断される場合、損失の認識を要求する。認識される前に、損失は一

時的ではなく永久的でなければならないことを指摘した、討論資料に対する回答者がいた。この見解によれば、生産設備の早期の評価減を妨げるために、減損損失の認識に対して高いハードルが必要とされる。減損損失が永久的であることを要求することによって、永久的規準は、極めて限定的になり、なんらかの信頼性をもって適用することが実質的に不可能になると主張する論者がいる。さらには、永久的規準は、実施するうえで実務的ではないと指摘する論者がいる。経営者に損失が永久的であるか否かを評価することを要求することは、判断を適用する経営者の能力を超え、経営者に確実に将来事象を予測することを要求することになる ([5],para.61)。

(c) 確率的規準

確率的規準（当初イシュー・ペーパーにおいて提示された規準である）は、SFAS 第 5 号「偶発事象の会計」で採用されたアプローチに基づく損失の認識を要求する。このアプローチを使用すれば、資産の帳簿価額が完全には回収できないことが確実であるように思われる場合、減損損失が生じる確率を評価することは、SFAS 第 5 号によってすでに要求されているので、他の認識に関する代替的方法より望ましい方法であることを指摘した、討論資料に対する回答者がいた。討論資料に対するほとんどの回答者は、確率的規準が経営者の判断をもっとも適切に与えるので、確率的規準を支持した ([5],para.62)。

また、IAS 第 36 号 ([7],para.B84) は、減損認識の判定値として割引前将来キャッシュ・フローの総額の使用を支持する見解を次のように 4 つ指摘している。このうち②～④の見解が、上記の SFAS 第 144 号による認識基準を支持する見解（実務上の理由に基づく見解）と符合するものであると考えられる。

- ① 割引前の金額に基づく減損認識の判定値の使用は、歴史的原価主義会計のフレームワークと整合性がある。
- ② それは、財務諸表の利用者に誤解を与えるかもしれない一時的な減損損失の認識や収益の変動をもたらす可能性を回避する。

- ③ 正味売却価格および使用価値を具体的に算定することは、困難である。つまり、資産の処分価額あるいは適切な割引率を見積もることは、困難である。
- ④ それは、減損損失を認識するためのより高い基準値となる。特定の将来期間に予想キャッシュ・フローを配分する費用を発生させることなく、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、資産の帳簿価額に等しいかあるいはそれを超過するであろうかを決定することは、比較的容易である。

なお、上記の論点のうち①の見解は、歴史的原価主義会計のもとでは、資産の経済的価値を測定すべきとする思考はないので、資産原価の回収可能性に対する貨幣の時間価値の影響を考慮する必要はないとの見解に基づくものであると考えられる。

(2) SFAS 第 144 号による減損に関する認識基準の問題点

SFAS 第 144 号による減損に関する認識基準の問題点として、割引前キャッシュフローの総額が帳簿価額より大きい場合、帳簿価額 > 公正価値であっても、減損が認識されないとの問題点が指摘されている。

IAS 第 36 号 ([7], para. B83) は、SFAS 第 121 号による減損に関する認識基準の問題点としてではあるが、この問題点を「このアプローチ (SFAS 第 121 号による認識基準—引用者挿入) の特徴の 1 つは、減損損失の認識基礎と測定基礎とが異なる点にある。たとえば、資産の公正価値がその帳簿価額より小さい場合であっても、割引前キャッシュ・フロー (利子費用を配分しない) の総額が帳簿価額より大きい限り、減損損失は認識されないであろう。このようなことは、特に資産が長期の耐用年数を有する場合に発生するであろう。」と指摘している。

また、醍醐 ([11], 10 ~ 11 頁) も、同様に SFAS 第 121 号による減損に関する認識基準の問題点としてではあるが、これと類似の問題点を「このケース (P V (使用価値) > B V (簿価総額) > F V (公正価値) —引用者挿入) に注目

するわけは、 $BV > FV$ であるから、SFAS121 が採用した減損の測定属性からすると減損損失が計上されてしかるべき状況であるが、 $PV > BV$ であるため減損は認識されないという意味で、減損の認識と測定が背離するケースに該当するからである。このことは、 $BV > FV$ であっても $PV > BV$ のときは公正価値を属性にして減損を測定するという SFAS121 の規定が無機能化することを意味している。」と指摘している。

IV SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準を支持する見解とその問題点

第 II 節で述べたように、SFAS 第 144 号 ([6],para.7) は、減損に関する減損の測定について、「減損は、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額がその公正価値を超える金額として測定しなければならない。」と規定している⁹⁾。本節では、SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準を支持する見解とその問題点を明らかにする。

(1) SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準を支持する見解

SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準を支持する見解によれば、①公正価値は、資産の新しい原価基礎として妥当であると主張されている。また、②公正価値は、容易に入手可能な、客観的かつ信頼しうる測定値であると主張されている。

1) 公正価値は、資産の新しい原価基礎として妥当であるとの見解

この見解によれば、減損資産を継続的に利用する意思決定は、新たに資産を購入する投資意思決定と同じであるので、減損資産は公正価値で測定すべきであり、その公正価値は、資産の新しい原価基礎として妥当であると主張されている。

SFAS 第 144 号 ([6],para.B34) は、「長期性資産の減損損失を資産（資産グループ）の帳簿価額がその公正価値を超える金額として測定すべきとの SFAS

第 121 号の要求を保持している。」と述べたうえで、SFAS 第 121 号の para.69-70 を引用することにより、公正価値は資産の新しい原価基礎として妥当であるとの見解を次のように提示している¹⁰⁾。

「その測定値(割り引かない、利子費用を含まない予測される将来キャッシュ・フローの総額－引用者挿入)を用いることによって、資産の帳簿価額が回収可能でない場合には、審議会は、減損資産にとって新しい原価基礎が妥当すると考えた。審議会は、減損資産を売却するのではなく、継続的に利用する意思決定は、当該資産に投資する意思決定と経済的に類似していると結論づけた。したがって、減損資産は、公正価値で測定すべきである。減損の金額は、減損資産の帳簿価額が資産の公正価値を超える金額でなければならない。その公正価値が資産の新しい原価基礎となる ([5],para.69)。

企業実体が、資産を利用することから生じると予測される将来キャッシュ・フローによって、資産の帳簿価額が回収されないであろうと判定した場合、企業実体は、資産を売却し、その受取額を代替的目的に利用するか、その事業活動において減損資産を継続的に利用するかを決定しなければならない。この意思決定は、おそらく、これらの代替的行動コースから生じると予測される将来キャッシュ・フローの比較に基づく。それは、本質的には、資本投資意思決定である。いずれの代替的行動コースにおいても、減損資産の売却からの受取額が、資本投資意思決定において考慮される。したがって、減損資産を継続的に利用する意思決定は、新たに資産を購入する意思決定と同じである。公正価値という新しい基礎が妥当する ([5],para.70)。」

2) 公正価値は、容易に入手可能な、客観的かつ信頼しうる測定値であるとの見解

SFAS 第 121 号 ([5],para.72) によれば、公正価値は、容易に入手可能な、客観的かつ信頼しうる測定値であるとの見解が次のように主張されている。

「審議会によれば、公正価値は、理解し易い概念であると考えられている。

それは、資産が自発的な意思を有する当事者間での取引で売買される金額である。公正価値による測定値は、経済理論の基礎であり、市場の現実を基礎にしている。公正価値の見積もりは、多くの資産、特に機械設備にとって、公式な形態で即座に利用可能である。ある種の資産にとって、種類のオンラインデータベースサービスが、アップツーデートな市場価格情報を提供している。公正価値の見積もりは、また、資産が自発的な意思を有する当事者間の取引において交換される場合はいつも、定期的な検証を受ける。」

また、G4+1 のスペシャルレポート ([9],para.2.3.8) は、公正価値が客観的かつ信頼しうる測定値であるとの見解について、「将来利用するために保有されている資産の減損価値として使用価値ではなく公正価値の採用を支持するワーキンググループのメンバーは、資産の公正価値と使用価値が異なる場合、公正価値のほうが、資産の減損価値についてのより客観的かつ信頼しうる測定値であると主張している。」と述べている。さらに、IAS 第 36 号 ([7],para. B27) は、公正価値が客観的かつ信頼しうる測定値であるとの同様の見解について、「回収可能価額を測定する目的は、企業に固有の価値ではなく、市場価値を見積もることである。企業の将来キャッシュ・フローの現在価値についての見積りは主観的であり、場合によっては乱用されるかもしれない。市場の判断を反映する観測可能な市場価格（公正価値－引用者挿入）は、資産から回収される金額についてのより信頼できる測定方法である。それらは経営者の判断の介入する余地を減少させる。」と説明している。

(1) SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準の問題点

SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準の問題点として、次の 3 点が指摘されている。

- ① SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準は、減損資産を継続的に利用する意思決定が新たに資産を購入する投資意思決定と同じであるとの解釈に基づいているが、この解釈には無理があるとの問題点

- ② 減損資産を測定するために用いられる公正価値は、容易に入手可能な測定値ではないとの問題点
- ③ 減損資産を測定するために公正価値を用いることは、資産の収益力が低下したにもかかわらず、当該資産によって将来期間において超過利益がもたらされることになるとの問題点

1) SFAS 第 144 号による減損に関する測定基準は、減損資産を継続的に利用する意思決定が新たに資産を購入する投資意思決定と同じであるとの解釈に基づいているが、この解釈には無理があるとの問題点

SFAS 第 144 号による測定基準（減損資産は公正価値により測定され、帳簿価額が公正価値を超過する金額が減損損失として測定される。）を支持する見解によれば、減損資産を継続的に利用する意思決定は、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものと考えられるので、減損資産は公正価値で測定すべきであり、その公正価値は、資産の新しい原価基礎として妥当であると主張される。しかしながら、一般的に言って、合理的な経営者によって新たに資産を購入する投資意思決定がなされるのは、使用価値（経営者によって予想される見積もり将来キャッシュ・フローの現在価値）が公正価値（市場価格）より大きい場合である。逆に、公正価値 > 使用価値である場合には、合理的な経営者によって新たに資産を購入する投資意思決定がなされるとは考えられないので、減損資産を継続的に利用する意思決定が、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものであるとは考えられない。公正価値 > 使用価値である場合には、減損資産を継続的に利用する意思決定は、使用価値 > 正味売却価格であるので、やむなく減損資産を継続的に利用し、使い切ってしまう意思決定であると考えられる。したがって、公正価値 > 使用価値である場合には、公正価値が、資産の新しい原価基礎として妥当であるとは考えられない。

使用価値 > 公正価値である場合には、減損資産を継続的に利用する意思決定は、減損資産を保有していなかったならば、それを購入する投資意思決定がな

されるであろうと考えられるので、実際に資産を購入するわけではないが、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものであると考えられる。それゆえ、使用価値>公正価値である場合には、減損資産を継続的に利用する意思決定は、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものであるとの観点から、減損資産は公正価値で測定すべきであると考えられる。

要するに、減損資産を継続的に利用する意思決定が新たに資産を購入する投資意思決定と同じであるとの解釈には無理があるとの問題点は、公正価値>使用価値である場合に当てはまる問題点である。つまり、公正価値>使用価値である場合には、合理的な経営者によって新たに資産を購入する投資意思決定がなされるとは考えられないので、減損資産を継続的に利用する意思決定が、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものであると解釈することはできないとの問題点である。

2) 減損資産を測定するために用いられる公正価値は、容易に入手可能な測定値ではないとの問題点

この問題点は、公正価値が容易に入手可能な測定値ではないとの問題点に加えて、資産の公正価値が入手できない場合に、その代用として用いられる企業固有の予測将来キャッシュ・フローについての測定値は、公正価値とは異質なものであるとの問題点をも含んでいる。

ノースカット ([5],para.35 と para.36 の間) は、上記の問題点を次のように指摘している。

「本基準書による長期性資産の本質のため、活発な市場における市場価格は、めったに入手できないであろう。したがって、他の評価技法の利用が要求されるであろう。類似資産の価格、レンタルキャッシュ・フローおよび鑑定評価が、事務所用建物などのようなある種の特定資産に対する合理的な公正価値の見積もり金額を生み出すであろう。しかし、製造設備または工業用機械設備などのような固有な資産については、入手できないであろう。公正価値を見積もるた

めに利用するキャッシュ・フローは、ある種の『市場』キャッシュ・フロー概念に基づかなければならない。唯一入手可能な情報が、資産の利用および売却から予測される企業自体のキャッシュ・フローに限られる場合、本基準書の実行可能性に疑問がある。資産の予測将来キャッシュ・フローについて企業固有の仮定を用いた測定値は、公正価値を表さない。」

3) 減損資産を測定するために公正価値を用いることは、資産の収益力が低下したにもかかわらず、当該資産によって将来期間において超過利益が計上されることになるとの問題点

この問題点は、減損の測定基準として、キャッシュ・フローの総額や割引現在価値を用いる場合と比較することによって、明らかになる問題点である。つまり、減損資産を測定するためにキャッシュ・フローの総額を用いる場合、その後、キャッシュ・フローが予想通りに実現すれば、将来期間において利益は計上されないであろう。また、減損資産を測定するために割引現在価値を用いる場合、その後、キャッシュ・フローが予想通りに実現すれば、将来期間において割引率である資本コストに相当する金額の利益が計上されるであろう。これに対して、減損資産を測定するために公正価値を用いる場合、その後、キャッシュ・フローが予想通りに実現すれば、将来期間において公正価値を超える超過利益が計上されるであろう。

V むすび

SFAS 第 144 号は、長期性資産の減損に関する認識基準について、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が回収可能でない場合（「長期性資産（資産グループ）の帳簿価額」が、「その利用と最終的な処分から生じることが期待される割引前キャッシュフローの総額」を超える場合）であり、かつその帳簿価額が公正価値を超過している場合に限り、減損を認識しなければならないと規定している。つまり、減損認識の判定値として「割引前キャッシュフローの総

額」を採用している。この認識基準の問題点として、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額より大きい場合、帳簿価額 $>$ 公正価値であっても、減損が認識されないとの問題点が指摘される。

SFAS 第 144 号は、長期性資産に関する減損の測定について、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額がその公正価値を超える金額として測定しなければならないと規定している。この測定基準を支持する見解によれば、減損資産を継続的に利用する意思決定は、新たに資産を購入する投資意思決定と同じであるので、減損資産は公正価値で測定すべきであり、その公正価値は、資産の新しい原価基礎として妥当である主張される。つまり、この見解によれば、減損資産を継続的に利用する意思決定は、新たに資産を購入する投資意思決定と同じであるとの解釈に基づいている。しかしながら、一般的に言って、合理的な経営者によって新たに資産を購入する投資意思決定がなされるのは、使用価値（経営者によって予想される見積もり将来キャッシュ・フローの現在価値）が公正価値（市場価格）より大きい場合である。逆に、公正価値 $>$ 使用価値である場合には、合理的な経営者によって新たに資産を購入する投資意思決定がなされるとは考えられないので、減損資産を継続的に利用する意思決定が、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものであるとは考えられない。したがって、公正価値 $>$ 使用価値である場合には、公正価値が、資産の新しい原価基礎として妥当であるとは考えられない。

使用価値 $>$ 公正価値である場合には、減損資産を保有していなかったならば、それを購入する投資意思決定がなされるであろうと考えられるので、減損資産を継続的に利用する意思決定は、実際に資産を購入するわけではないが、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものであると考えられる。それゆえ、使用価値 $>$ 公正価値である場合には、減損資産を継続的に利用する意思決定は、新たに資産を購入する投資意思決定と同等のものであるとの観点から、減損資産は公正価値で測定すべきであると考えられる。

〔注〕

- 1) 減損会計に関する米国基準、国際会計基準、日本基準における認識基準・測定基準は、次の表のように集約できる。

	認識基準	測定基準
米国基準 (SFAS 第 144 号)	帳簿価額 > 割引前キャッシュフローの総額	帳簿価額 - 公正価値
国際会計基準 (IAS 第 36 号)	帳簿価額 > 回収可能価額 (使用価値と正味売却価格のいずれか高い方)	帳簿価額 - 回収可能価額
日本基準 (固定資産の減損に関する会計基準)	帳簿価額 > 割引前キャッシュフローの総額	帳簿価額 - 回収可能価額

- 2) SFAS 第 144 号 ([6],para.10) は、のれんのグルーピングについて、「のれんは、資産グループが報告単位であるかそれを含んでいる場合に限り、本基準書のもとでの減損テストをうけるために資産グループに含めなければならない。回収可能性のために最小単位資産グループをテストするために用いる将来キャッシュフローの見積もりは、当該グループからのれんを排除する効果のために修正すべきではない。」と規定している。
- 3) SFAS 第 144 号 ([6],para.22・footnote12) は、資産または処分グループの公正価値について、「資産または処分グループの公正価値は、全体としてのグループが単一の取引で売買される金額をいう。したがって、グループの公正価値は、グループの個々の資産および負債の公正価値の合計額に必ずしも等しくないであろう。」と説明している。
- 4) IFRSNo.5 も、同様に、売却により処分する長期性資産として分類する規準について、次のように規定している。「企業実体は、非流動性資産（または処分グループ）の帳簿価額が、継続的利用というより主に売却取引により回収される場合、当該資産を売却保有目的として分類しなければならない ([8],para.6)。このケースに該当するためには、資産（または処分グループ）は、当該資産（または処分グループ）の売却に対する通常で慣行上の条件にのみ従って、現状のままです即時売却可能でなければならない、その売却の可能性が非常に高くなければならない ([8],para.7)。売却の可能性が非常に高いためには、相応の地位にある経営者が当該資産（処分グループ）の売却計画をコミットしていなければならない、買い手を探し出し、売却計画を完了するためすための有効なプログラムが開始されていないなければならない。さらに、資産（処分グループ）は、その時の公正価値に関連して合理的である価格で、市場において積極的に売り込まれていなければならない。加えて、para.9 により認められる場合を除いて、その売却は、分類された日から一年以内に、売却完了の認識要件が満たされることが期待されなければならない

い。計画を完了するのに必要な活動から、計画の重要な変更や撤退はありそうにないことが示唆されていなければならない。株主の承認（法律上要求される場合）の可能性が、売却の可能性が非常に高いか否かの評価の一部として考慮されなければならない（[8],para.8。）

- 5) IFRSNo.5 ([8],para.15) も、同様に、売却により処分する長期性資産の測定について、「企業実体は、売却保有目的のものとして分類される非流動性資産（または処分グループ）をその帳簿価額と『売却コスト控除後の公正価値』のいずれか低いほうで測定しなければならない。」と規定している。
- 6) IFRSNo.5 ([8],para.13) は、廃棄される非流動性資産の分類について、「企業実体は、廃棄される非流動性資産（または処分グループ）を売却保有目的に分類してはならない。これは、その帳簿価額が主として継続的利用により回収されるからである。」と規定している。
- 7) SFAS 第 121 号 ([5],para.6) は、SFAS 第 144 号と同様、減損の認識基準について、「(割り引かない、利子費用を含まない) 予測される将来キャッシュ・フローの総額が当該資産の帳簿価額に満たない場合、減損による損失を認識しなければならない。」と規定している。なお、SFAS 第 144 号 ([6],para.7) によれば、減損とは、「長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が公正価値を超過している状況である。」と定義されている。
- 8) SFAS 第 121 号は、実務上の理由とは別に、その認識基準が減損の定義や貸借対照表の基礎にある基本的前提と首尾一貫しているとの観点から、その認識基準を支持する見解を次のように主張していた。SFAS 第 121 号は、減損の認識基準について、「審議会は、資産の利用および最終的な売却から（割り引かない、利子費用を含まない）予測される将来キャッシュ・フローの総額が当該資産の帳簿価額に満たない場合、減損による損失を認識しなければならないとの結論に同意した ([5],para.65)。」と述べたうえで、この認識基準を支持する見解を「このアプローチは、資産の帳簿価額が完全には回収できない状況を意味する減損の定義とも、また報告される資産の帳簿価額は、少なくとも回収可能なものでなければならないとの貸借対照表の基礎にある基本的前提とも首尾一貫していると審議会により考えられている ([5],para.65)。」と説明している。

上記の認識基準を支持する見解において用いられている減損の定義は、たとえば、APB ステートメント No.4 ([2],para.81) において、「異常な状況のもとでは、施設が無価値にはなっていないけれども、原価の回収が不可能であることを示す、生産施設の効用の減損についての確たる証拠が存在する場合がある。これらの施設の帳簿価額は、しばしば回収可能な原価まで減額され、施設の売却または有効耐用年数の経過に先だって、損失が記録される。」と規定されている。また、上記の認識基準を支持する見解において用いられている貸借対照表の基礎にある基本的前提は、たとえば、AAA の会計原則 ([1],61 頁) において、「貸借対照表

に計上すべき原価部分は、将来期間に配分しうる金額である。資産または資産グループが継続的に利用される場合、この金額は、資産が生み出すと予測される残存有効用役によって回収可能な原価部分である。売却目的で保有されている固定資産にとっての貸借対照表計上額は、予測される正味受取額を超えない原価部分である。取替原価または再生産原価の下落は、未配分の原価部分が回収できないことの決定的証拠ではない。」と規定されている。

- 9) IAS 第 36 号によれば、回収可能価額（使用価値と正味売却価格のいずれか高い方）が帳簿価額より低い場合に、減損が認識され、当該資産の帳簿価額と回収可能価額との差額として減損損失が測定される。
- 10) SFAS 第 144 号 ([6],para.71) は、減損の測定基準として公正価値を利用することは、原価主義の原則からの離脱ではないとの見解を次のように主張している。「審議会によれば、減損資産の公正価値は、経営意思決定プロセスと首尾一貫するので、それは資産を利用し続けることの原価についての最善の測定値であると結論づけられた。おそらく、いかなる企業実体も、資産を利用し続けるとの代替案が、資産を売却し、その受取額を再投資するとの代替案以上に、予測される将来キャッシュ・フローを生み出すことが予測されない限り、資産を利用し続ける決定をしないであろう。審議会は、減損の金額を測定するために公正価値を利用することは、原価主義の原則からの離脱ではないとも考えた。むしろ、公正価値の利用は、新たに取得した資産にとって新たな原価基礎が決定されなければならない場合はいつも、現行の会計システムにおける他の局面で実施されているその原則の一貫した適用である。」

[参考文献]

- [1] American Accounting Association, *Accounting Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statements* (1948 Revision), 中島省吾 (訳編)『増訂 A.A.A. 会計原則』中央経済社, 昭 44 年。
- [2] American Institute of Certified Public Accountants, Statement of the Accounting Principles Board No.4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statement*, (AICPA,1970) p.81.
- [3] Financial Accounting Standards Board, Discussion Memorandum: *an analysis of issues related to Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and Identifiable Intangibles* (FASB,1990).
- [4] ____, Exposure Drafts, *Proposed Statements of Financial Accounting Standards: Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets* (FASB,1993).
- [5] ____, Statement of Financial Accounting Standards No.121: *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed of* (FASB,1995).
- [6] ____, Statement of Financial Accounting Standards No.144: *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets* (FASB,2001).
- [7] International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard No.36: *Impairment of Assets* (IASB,1998).
- [8] International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standard No.5: *Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations* (IASB,2004).
- [9] Paul, Jim, Financial Accounting Series: Special Report, *International Review of Accounting Standards Specifying a Recoverable Amount Test for Long-Lived Asset* (FASB,1997).
- [10] 榊原英夫 (稿)「減損会計の研究 (1) - SFAS 第 121 号を中心にして-」『富大経済論集』第 47 卷第 3 号, 2002 年 3 月, 569-599 頁。
- [11] 醍醐聡 (稿)「減損会計の測定属性と現在価値会計の展望」『会計』第 157 巻第 6 号, 2000 年 9 月, 811-825 頁。